

職種別意見交換の実施状況について

職種別意見交換の実施状況

- 第3回WG以降、鉄筋、型枠、住宅分野それぞれについて、職種別意見交換（第2回）を実施し、労務費の基準の示し方や示すに当たっての留意点、実効性の確保について議論
【共通】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
【鉄筋】全国鉄筋工事業協会、全国圧接業協同組合連合会
【型枠】日本型枠工事業協会、
【住宅】住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国住宅産業地域活性化協議会、全国工務店協会
- 鉄筋、型枠、住宅分野に続き、他職種における第二弾の職種別意見交換の実施に向けた準備を実施（左官、電工、塗装 等）

意見交換で示された主な論点

① 労務費の基準（素案）の作成について

- 労務費の基準を示す際、適用上の留意事項として、以下の点は各職種に共通する一般事項としてしっかり示すべき。
 - * 各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考え方の下、「公共工事設計労務単価（あるいはそれに相当するもの）×歩掛」という計算方法で、特殊な気象条件や現場制約等を考慮しない標準的な規格・仕様について示すこと
 - * 個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること
 - * 「労務費の基準」には、労務費以外の必要経費は含まれていないこと
 - * 歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考としつつ、現場条件に合致した適切な歩掛を使用すること

意見交換で示された主な論点

① 労務費の基準(素案)の作成について(続き)

- 公共工事に適用されている歩掛が土木では存在せず、建築のみしか存在しない場合でも、一定の根拠を持った目安としてまずは基準を策定することを優先させ、制度を運用しながら、歩掛のない職種の労務費の基準の改善を図っていけばよいのではないか(土木については、建築の違いに留意しながら個々の契約当事者間で基準を補正して活用)。
- 労務費の基準を施工量当たりで示す際においては、基準として示す以上、技能者の処遇改善につながるような、実態を踏まえたものとする必要がある。
- 建物の構造によって歩掛も大きく変わるので、労務費の基準としている前提条件(規格・仕様)を明確にした上で、必要に応じて、建物種別により歩掛が異なることを付記していくべき。
- 特に建築分野については、人・日/施工量(t や m^2)という表記ではなく、施工量(t や m^2)/人・日という表記が一般的。国が基準を示す際、建設業界で馴染みのある施工量(t や m^2)/人・日という表記の併記なども検討すべき。
- 住宅分野について、構造(木造・鉄骨・鉄筋コンクリート)、工法(在来工法・プレハブ工法等)など、様々なパターンがあるが、まずは、新設住宅構造物のシェアの大きい木造・在来工法について検討し、住宅の規模も、戸建あるいは戸建住宅規模相当の集合住宅を対象に検討。
- 住宅分野は、基礎、足場、大工、内装等々多岐にわたる工事業者が関係するため、労務費の基準も、この工事業者別で作成することで検討(具体的にどの程度分類するかは今後さらに検討)。
- 住宅分野では、公共工事に適用されている歩掛が存在しないため、何らかの形で歩掛調査をすることが必要。一方、工事業者が多岐にわたり、また、現状で材工一体の見積となっていることもあり、各企業にアンケートを取るといった方法では十分に実態がわからない可能性。例えば、モデル的に歩掛を調査するなど、調査の仕方に工夫が必要。

意見交換で示された主な論点

② 労務費の基準の実効性の確保について

- 見積書の作成方法を検討する際には、労務費、必要経費を含め、確保すべき経費を整理し、元請・下請双方にとって使いやすいように、双方の意見をよく聞きながら整理することが重要。
- 労務費だけでなく、必要経費も含め、目安を持っておく必要。雇用に伴う必要経費として国が示している、労務単価の41%という水準は維持する必要。また、この雇用に伴う必要経費には、一般管理費は含んでいないことを明確にする必要。
- 建設業法令遵守ガイドラインでは、建設副産物の適正処理に要する経費の見積についても規定されており、この点も、見積書の作成を促進していく上で、整理すべき。
- まだまだ、見積書を作成したり、内訳明示したりする商慣行が根付いているとは言い難い。標準見積書は、詳細版と簡略版の両方を示すなど、小規模事業者に配慮した対応が必要。